

令和3年度 第2回堺市子ども・子育て会議
議事録

1. 開催日時

令和3年11月19日（金） 午前9時30分～午前11時15分

2. 開催場所

フェニーチェ堺 2階 多目的室

3. 出席者（五十音順）

新生委員、伊吹委員、大井田委員、奥村委員、小野委員、角石委員、小崎委員、白本委員、
飛石委員、富田委員、中島委員、西村委員、松本委員

4. 欠席者（五十音順）

勝山委員、谷本委員、長尾委員

5. 議事

第2期堺市子ども・子育て支援事業計画 各推進事業の進捗状況について 資料 1-1 資料 1-2

6. 資料

- ・ 会議次第
- ・ 座席図
- ・ 委員名簿
- ・ 参考資料 1 子ども・子育て会議根拠法令
- ・ 参考資料 2 堺市子ども・子育て総合プラン策定（令和2年3月）以降の子育て支援施策にかかる堺市・国の主な動き
- ・ 資料 1-1 第2期堺市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度進捗状況報告書
- ・ 資料 1-2 第2期堺市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度 新規・追加事業報告書

7. 議事要旨

(1) 開会

事務局より、「参考資料 1 子ども・子育て会議根拠法令」をもとに堺市子ども・子育て会議の法的な位置づけ、役割等を説明。

(2) 委員紹介

事務局より、「委員名簿」をもとに記載順に出席委員及び欠席委員を紹介。

その後、定足数に達していることを確認し、会議が有効に成立していることを報告。

(3) 子ども青少年局長挨拶

子ども青少年局長より、以下内容の挨拶。

- ・出席委員の皆様への会議出席及び日頃からの本市児童福祉行政の推進、市政各般にわたる支援・協力に対する謝辞。
- ・委員就任に対する謝辞。
- ・令和3年4月に、貧困率が特に高いひとり親家庭を主な対象として「就労」、「生活」、「学習」の3つの支援と情報提供を実施し、子どもの健全育成と貧困の連鎖の解消を関係部局と連携して促進するため、子ども青少年育成部に「子どもの未来応援チーム」設置したことを報告。
- ・令和3年度に初めて待機児童0人を達成したことを報告。今後、待機児童ゼロを継続するために、効果的な受入枠の拡大や保育サービスの向上、利用者満足度の向上に取り組む決意を表明。

(4) 会長選出

堺市子ども・子育て会議条例第5条の規定により、委員の互選により会長が選出されることになっている。小崎委員が中島委員から推薦され、他の委員からの異議はなく、小崎委員が会長に選出された。併せて、同規定により小崎会長が中島委員を職務代理者に指名。

(5) 議事

小崎会長の進行により議事開始。

案件の前に、事務局より「堺市子ども・子育て総合プラン」の概要について説明。

また、令和2年3月の本計画策定からの堺市や国の動向を「参考資料2 堺市子ども・子育て総合プラン策定（令和2年3月）以降の子育て支援施策にかかる堺市・国の主な動き」を基に説明。

◆「堺市子ども・子育て総合プラン」の概要

- ・子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第61条において、市町村は、国の定める基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（いわゆる「市町村子ども・子育て支援事業計画」）を定めるものと規定されている。
- ・法第61条第2項には、特定教育・保育施設などの年度ごとの必要利用定員総数や提供体制の確保、実施時期をはじめ、地域子育て支援事業などの量の見込みや確保の内容など、同計画において定める事項、第3項には定めるよう努める事項が規定されている。
- ・「堺市子ども・子育て総合プラン」は、この法に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画（第1期は、平成27年度～31年度）となる。
- ・本プランは、第1章「計画策定の趣旨」から第5章「計画の推進体制」までの5章で構成。
- ・第1章では、計画の趣旨や位置づけを記載。
子どもや子育てを取り巻く課題やニーズをふまえ、妊娠・出産から、乳幼児期、学齢期、青少年期に至る切れ目のない子ども・子育て支援施策を総合的に推進することを目的。

以下、5つの市町村計画を含有。

→市町村子ども・子育て支援事業計画

→次世代育成 支援対策推進法に基づく市町村行動計画

→子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画

→母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画

→子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画

- ・計画の期間は、令和2年度から6年度までの5年間。
- ・計画の対象は、出産前から乳幼児期を経て、学齢期・青少年期に至るまでの、概ね18歳までの子ども・青少年とその家庭を対象としている。
- ・関連計画として、本市では、以下の計画がある。

→「堺市基本計画 2025」

新たに、社会変化に的確に対応し、将来にわたって持続可能な都市経営を推進するため、本市として取り組むべき方向性を示した都市経営の基本となる計画。

5つの分野の重点戦略の1つに「将来に希望が持てる子育て・教育」を掲げている。

→「堺市 SDGs 未来都市計画」

「多様性を認め合い未来を創造する都市・堺」の将来像を掲げ、その実現に向けた取組方針を示している。

- ・第2章「計画の基本的な考え方」では、「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」、「地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現」という 基本理念及び4つの施策の柱を掲げている。
- ・第3章「子ども・子育て支援施策の推進」では、基本理念を実現するため、4つの施策の柱とそれに関連する14の施策領域を掲げ、施策領域に応じた、子ども・子育て支援に関する事業を具体的に掲載。
- ・第4章では、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策」を掲載し、その内容と実施時期を示している。
- ・第5章「計画の推進体制」では、庁内における関係部局の連携による事業推進及び「堺市子ども・子育て会議」による進捗管理と必要に応じた計画の見直しを行うこととしている。
- ・資料編では、堺市の子ども青少年を取り巻く状況と課題を掲載。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画」において掲げることとされている、子どもの貧困対策のために必要とされる「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」に関する本市及び国等の現状値を掲載。

◆堺市における主な動き

1 「いじめ対策支援担当」を新設【令和2年4月】

いじめ対応に係る市長事務部局と教育委員会の連携を強化し、いじめ対策支援のほか、福祉的アプローチで解決につながる不登校についても支援するため、子ども青少年局子ども青少年育成部に「いじめ対策支援担当の部理事」ポストを新設。

2 保育所待機児童数ゼロに【令和3年4月】

保育施設の新設など児童の受入枠の拡大に取り組んできた結果、今年度、初めて待機児童0人を達成。今後も引き続き、待機児ゼロを維持できるよう、効果的な受入枠の拡大や保育サービスの向上を図るとともに、利用者満足度の向上にも取り組む。

3 「子どもの未来応援担当」を新設【令和3年4月】

ひとり親家庭など、厳しい環境にある子どもへの支援として特に経済的な自立につながる支援や貧困の連鎖を断ち切るための施策を推進するため、庁内組織横断的な組織として、子ども青少年局に「子どもの未来応援担当」を設置。ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援などに重点的に取り組んでいくこととしている。

4 児童自立支援施設基本計画の中止【令和3年5月】

「堺市立児童自立支援施設基本計画」については、令和元年8月に中断し、大阪府立施設への事務委託継続に向け、大阪府と協議を重ね、本年1月に大阪府との事務委託継続について合意したことから、本年5月に同計画を中止。今後は、大阪府立施設内において、新たな寮舎を令和6年4月に開所できるよう、大阪府と協力しながら、事務委託継続に向けた施設整備等を進める。

◆国における主な動き

1 (第3次)『子供・若者育成支援推進大綱』(令和3年4月6日)の策定

同大綱では、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざし、子ども・若者の意見表明や社会参加を促進しつつ、社会総がかりで子ども・若者の健全育成に取り組むとされている。その中で、すべての子ども・若者の健やかな育成に向けた取組や、困難を有する子ども・若者やその家族の支援など、基本的な方針や施策が示されている。

2 『経済財政運営と改革の基本方針2021』(骨太方針2021)(令和3年6月18日閣議決定)

子どもに関する様々な課題に総合的に対応するための行政組織(いわゆる子ども庁)の創設に向けた検討が示され、現在、組織設置の法案提出に向けた検討が進められている。

また、セーフティーネット強化、孤独・孤立対策等として、ヤングケアラーについて、早期発見・把握、相談支援などの支援策の推進、社会的認知度の向上に取り組むことが示された。

3 「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」の設置(令和3年7月8日初等中等教育分科会決定)

幼児期の教育に関する基本的な計画となる(仮)幼児教育スタートプランの一環として、幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、文部科学省中央教育審議会初等中等教育

分科会のもとに「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置され、幼児教育の質的向上及び小学校との円滑な接続について専門的な調査審議が実施されている。

◆議事案件 第2期堺市子ども・子育て支援事業計画 各推進事業の進捗状況

《資料1-1 令和2年度進捗状況報告書》

事務局から、以下のとおり説明。

- ・子ども・子育て支援事業計画の9ページ以降、子育て環境整備の推進に向けて本市が実施している300を超える事業を掲載している。(再掲含む)
- ・計画の内容を策定した平成30年度の実績事業量を基に令和6年度の目標事業量を設定し、目標の達成に向けて事業を推進しているところ。
- ・全体として、大幅に進捗が遅れている事業はなく、計画通りに事業が進んでいるものと考えている。
- ・一方で令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、感染に対する不安から外出自粛や支援メニューの利用控えなどにより実績事業量が大幅に落ち込んでいると推測される事業もいくつか見受けられた。
- ・事業番号18番「病児保育事業」、137番「みんなの子育てひろば事業」、159番「ファミリー・サポートセンター事業」など、10以上の事業の利用者が大きく減少した。
- ・また、緊急事態宣言等により、イベントの中止や規模縮小、施設を利用休止・制限せざるを得なかった事業も多数あった。
- ・事業番号56番「堺市東吉野キャンプ場の管理運営」、57番「日高少年自然の家管理運営」、58番「青少年センター及び青少年の家管理運営事業」、など、休館や利用制限などにより大きく利用者数が減少したほか、事業番号338番の「デートDV予防啓発講座の開催」をはじめ、イベント事業など約20事業が中止または縮小を余儀なくされた。
- ・令和3年についても、緊急事態宣言やまん延防止等措置が複数回発令されたため、令和2年度と状況は大きく変わらなかったが、ワクチン接種の普及等により、10月中旬以降、次第に通常時の事業実施状況にもどりつつあると感じている。
- ・このような状況が続く中、いかにして市民の方々のニーズに応じた事業を実施できるかを模索しながら、事業の推進を図ってまいりたいと考えている。
- ・また、令和2年度をもって廃止となった事業が7事業となっている。
- ・事業番号71番「熊野本宮こどもエコツアー」、84番「さかい学びサポート事業」、87番「ネットいじめ防止プログラム実施事業」、138番「堺市つどい・交流のひろば事業」、180番「寡婦(夫)控除のみなし適用」、294番「こどもをハグくむ講座(堺区域まちづくり事業)」、298番「東区ぱぱてらす事業」が廃止となった。
- ・廃止となった理由については、既存の事業に統合されたもの、元々令和2年度をもって廃止を予定していたもの、国や市の方針の転換により廃止となったもの、新型コロナウイルス感染症の影響により廃止となったものなどがある。

《資料1-2 令和3年度新規・追加事業報告書》

事務局から、以下のとおり説明。

- ・資料1-2については、令和元年度の計画を策定時には掲載していなかった事業で、

その後、新たに実施した事業を掲載している。

- ・これらの事業については、次年度以降、事業計画に追加し、進捗管理を行っていきたいと考えている。
- ・主なものとしては、事業番号 2 番「さかいっこひろば運営事業」。令和 2 年度をもって廃止となった資料 1-1 の事業番号 138 番「堺市つどい・交流のひろば事業」の内容を継承したもの。堺東駅に新しくできたジョルノビルの 3 階に令和 3 年 4 月 1 日からオープンしており、親育ち・子育ての支援、地域の子育て力向上を図る等、地域において安心して子育てができる環境整備を目的としている。
- ・事業番号 4 番「堺市ひとり親世帯家計相談事業」については、新型コロナウイルス感染症の長期化により、経済的基盤が弱く、子どもの貧困率が特に高いひとり親家庭の生活に影響が生じやすいことから、令和 2 年度の夏から新たに開始した事業。新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、経済的に不安を抱えるひとり親世帯等が、家計に関するさまざまな悩みをファイナンシャル・プランナー（FP）に相談し、専門的な視点から家計の改善策の助言を受けることで、生活の安定を図り、貧困の連鎖の解消に取り組んでいる。

《質疑応答》

・中島委員からの質疑

基本理念のところでも子育てにおける孤立感を和らげることを通じて、子どもの健やかな育ちを支え、子育てや子どもの成長を実感できるまちを実現しますと謳っている。その理念を大切にしようとしていることを感じており、その中で資料 1-1 の事業番号 2 番「乳児家庭全戸訪問事業」があるが、④令和 2 年度実績事業量は、全戸訪問の何%実現しているか。事業番号 5 番「乳幼児健康診査事業」の中で状況把握として 100%できていると記載されているので、期初となる 4 か月までに出向いている全戸訪問がどの程度実現できているのか知りたい。孤立を防ぐ、または今後虐待が起きないために全戸訪問するというのは画期的な事業である。

⇒子ども育成課からの回答

現在は 8 割程度である。令和 2 年度は実績が少し下がっているが、コロナ前であれば、95%程度の訪問を実施している。コロナ禍では訪問を拒否されるケースなどもあり、実績人数が下がっている。全戸訪問できなかった家庭については、健診や保健センターでフォローしている。

・富田委員からの質疑

まず、資料の要点は、口頭ではなく資料に記載していただき、目に見える形で説明してもらいたい。

自分自身さかいっこひろばが大好き。安心して会うことができるという点で活用している。ひとり親家庭、貧困家庭というのも大切だが、家族からもなかなか理解してもらいにくい子育てについて吐き出す場があってもよいと思う。

⇒子ども育成課からの回答

さかっこひろばは、ジョルノビルに設置している。他に堺市内には地域の中学校区にみんなの子育てひろばや6カ所の区役所に子育てひろばを設置していて、スタッフや親同士で相談できる場所となっている。一層充実していきたい。

・奥村委員からの質疑

待機児童は0になったが、第一希望じゃないなどの悩みなどがよく聞こえてくる。潜在的な待機児童は依然として存在し、安心して保育所に行けるというメッセージが届いておらず、子育てに対する不安につながっていると考えます。

事業番号34番「市立幼稚園における預かり保育モデル事業」は、モデルから本格実施されるということは大切だと思っている。その中で、利用率は区によってばらつきがある。就労支援が目的なのか、保護者がPTA活動のようなことをする際にも預かってもらえるのか。大阪市は幅広く使えたように思うので、堺市もそのような柔軟な使い方ができているのか、モデル事業としてどのような成果が上がってきたのか教えてほしい。

また、夏休みは1日実施されているのか。環境は普段と同じなのか。

⇒学校管理部からの回答

モデル事業は、当初10園あるうち3園を対象として実施。その後、公立幼稚園4園を研究実践園として存続させ、本格実施することになった。また、従来の預かり保育も継続するので、月利用、日々利用もできる。

長期休業中は月曜日から金曜日の9時（正しくは8時半）から6時半で実施している。環境については、預かり保育専用室を設置して実施している。

・西村委員からの質疑

事業番号91番「学校教育ICT化事業」について、学校も感染予防しながら動いている中、報道でもICTを使ってというのを見るが、実際に堺市でどれくらい授業をできているのか。子どもたちの教育は非常に重要だと思っており、これを止めるのではなく、教育の場を設けてほしい。

⇒学校教育部からの回答

1人1台の端末を活用した学習について、学校により差が生じている現状があり、動画配信等（ドリルパーク）で学習できる取組を行っている学校もある。小学校、中学校の先生には、研修を実施しており、長期休業中に持ち帰って学習できるような体制を整えているところ。

・大井田委員からの意見

コロナに対して、現場は子どもたちのためにということで、先生も教育委員会も研修という形で様々な取組んでおり、先生同士のネットワークでもオンラインも活用しながら意見交換を行い、模索しながら授業を進めている。ただ、残念ながら家庭に持

ち帰るという面で、貧困家庭や1人親家庭に差がある。全員が持ち帰ってというのが理想だが、各家庭でその環境が整っていない。ルータ等の貸し出しにも数に限りがあり、複数の子どもがいたら、Wi-Fiの環境によっては同時に利用できない。全家庭で上手くいくためには、教育委員会にフォローしていただきたい。

面白い取組を1つ紹介。図工で作った作品をタブレットに映し出し、自分が工夫したことを吹き出しとして入れる。全児童がするので、それを集約して発表すると、絵だけを見て鑑賞するのではなく、それぞれどのような気持ちで作品を作ったのかが分かる。現場は色々な模索をしながら頑張っている。

・飛石委員からの質疑

資料3ページ、事業番号56番「堺市東吉野キャンプ場の管理運営」、57番「日高少年自然の家管理運営」が事業の方向性として廃止になっているが、堺市子ども会として毎年交流事業を行う際に東吉野キャンプ場を利用していたためショック。今後、堺市子ども会として事業のやり方や行き先を考えていく必要があるが、廃止の理由を説明してほしい。

⇒子ども育成課からの回答

奈良県東吉野村は堺市の友好都市で、東吉野村の施設にふるさと村というものがある。その中に夏の間だけ常設のテントを立て、堺市東吉野キャンプ場という名称で運営していたが、その運営は東吉野村に担っていただいていたため、堺市は負担金として東吉野村に費用を払っていた。この負担金を廃止するもので、キャンプ場自体は東吉野村の方で継続して運営すると聞いている。堺市としては、友好都市としてPRを継続する。

・会長から追加の質疑（堺市東吉野キャンプ場の管理運営について）

負担金を負担しているかしていないかで、利用料金は変わるのか。

⇒子ども育成課からの回答

これまで堺市民が利用する時は、東吉野村の村民が利用する時と同一の料金の500円引きで利用できていた。今後も引き続き制度維持していただけるよう東吉野村には要望している。

・松本委員からの意見と質疑

(1) 幼稚園を運営しているため気になった。事業番号19番「教育・保育施設供給体制の確保」の中で1号、2号、3号という記述があるが、新たに新2号という区分ができています。1号認定でありながら就労の証明が取れたら一部延長保育料無償化というのがあり、幼稚園から認定子ども園に移行するちょっとした目安になると思うので1号認定の数字の中に追加してほしい。

(2) 事業番号24番「多子世帯利用者負担軽減事業」について、保護者からもよく質問を受ける。コロナ前は0、1、2歳児の保育料無償化を堺市で計画されていたが、

予算がしんどいという理由で中止になったまま。今後の見通しを知りたい。

⇒待機児童対策室からの回答（(1) について）

新2号の内訳は掲載させていただく。

⇒幼保推進課からの回答（(2) について）

現在、保育料については、3歳以上は国の無償化が適用されているが、0、1、2歳児は保育料が必要となる。そのような中、堺市では市独自で第3子の保育料無償化を実施している。それに加えて、第2子の保育料無償化も計画的に進めていくことをアナウンスしていたが、厳しい財政状況のなかで延期となった。実施するためには、年間8億円の経費を継続的に負担する必要がある、現在の財政状況から現実的には第2子無償化を完全に実施するというのは難しい状況である。令和3年度は暫定措置ということで、低所得の方に対して、第2子の無償化を実施したが、令和4年度も実施するか否かは、令和4年度予算編成の中の議論ということなる。

・会長から追加の質疑（第2子無償化延期の広報について）

第2子無償化を延期したということは周知されていたのか。

⇒幼保推進課からの回答

令和2年の夏に無償化の延期が決まった際、当然周知させていただき、対象となる方全員に個別にその旨のチラシを配布させていただいた。

・新生委員からの意見

認定こども園を運営しているが、民間では事業を進めていく上では財政的に効率的な運営をしなければならない。しかしながら、行政が効率化に特化しすぎると、住民サービスが低下し、住民が逃げていくことに繋がるのではないかと。例えば、0、1、2歳の無償化にしても、無償化をすることによって出生率を上げられた、流入人口が増えた、にぎやかになった、税収も上げたという市町村（中核市）もある。財政が逼迫している状況は仕方ないが、もう少し展望をもって、しんどい状況は市民全体で耐えながら、切れ目のない子育て施策を推進していただきたい。

少子化についても、妊娠期から子育てということだが、いくら妊娠期から施策をスタートしたとしても、そもそも子どもを産もうという意識がなければ、どんどん人口は減っていく。堺市では年間1万をも超える出生率から、たった20年近くで半分ぐらいになっている。出生率が2.1を超えなければ当然人口が減り、生産人口が減るので、妊娠してからというよりも、妊娠ができてこそ子どもが産み育てられるような施策の展開をしていただきたい。

また、先ほど事業の廃止の説明の部分で事業番号87番「ネットいじめ防止プログラム実施事業」が別の事業に統合されたということだが、統合した結果、効果が上がるのか。ネットいじめが多発しており、自殺者も続出している。廃止も効率化も仕方のない部分はあると思うが、事の重大さから比べると、予算を増やして、子どもたちに

もっと浸透するような事業展開を行い、効果を上げていく必要があると考える。

そして、行政は箱ものや受入体制を整備する事業が多い。来てくれたら対応するというケースが多いが、本当に生活に困窮している 1 人親、虐待で深刻な状態になっている子どもたち、虐待している親は相談に行かない。民間の力を活用するなどして、行政がアウトリーチをかけていく必要がある。

・伊吹委員からの質疑

(1) 事業番号 139 番「家庭養護（里親・ファミリーホーム）の推進」について、現在の里親制度の推移は、前回と比べて数字としてどうか。

(2) また、今後里親制度やファミリーホームへの登録が、保育に関する様々な施策との関連によって減っていると考えているが、どうか。

⇒子ども家庭課からの回答（(1) についての回答）

里親委託率は少しずつではあるが上がってきている。令和 2 年度末で約 14%程度。ファミリーホームは、里親におけるグループホームというもの。ファミリーホームについては、令和 2 年度末で 2 ヶ所の設置だったが、里親委託を少しでも増やすために令和 3 年度に 1 ヶ所追加し、3 カ所になっている。里親の委託、家庭養育については、国を挙げて推進しており、堺市においても一気に上がるものではないが、着実に委託率を上げていく方向で施策を実施している。

⇒子ども相談所からの回答（(2) についての回答）

国主導で家庭的養育を推進しているので、里親委託率の推進は堺市としても社会的養育推進計画の中で掲げているところ。ただ、家庭での養育が難しい子どもの預かり先として、日中子どもを見ることができなくなれば保育施設に預けることになる。あるいは日中だけでない場合、例えば児童養護施設などのショートステイの利用という方法もある。家庭の養育環境を調整できるまでの期間、虐待で預かる、保護者の入院等、子どもを預かる趣旨や目的が異なるため、様々な要因を総合的に判断したうえで委託等を調整している。

・新生委員からの意見（伊吹委員の質疑に対する見解）

通常保育、24 時間保育、児童養護施設、緊急一時の一時保護所はどうしても一時的なものになり、愛着形成ができる里親を伸ばすべきだと思う。それが伸びない要因には教育的な問題が多分にあると考えている。日本の生活習慣や社会風土自身が里親をやろうという形になってない。人も大切に、周りも大切にというような土壌をしっかりと教育していかないと里親は広がらないので、0、1、2 歳の人格形成される時期にしっかりと子育てをしていく必要がある。

・角石委員からの質疑

(1) 参考資料 2 で説明のあった「堺市立児童自立支援施設基本計画」の中止について、大阪府と調整の結果、令和 6 年 4 月に施設の開所が予定されていると教えて

いただいたが、どの辺りにどの程度の規模で設置予定か教えていただきたい。

(2) 資料の 1-2 の事業番号 4 番「堺市ひとり親世帯家計相談事業」に関連する事業として、資料 1-1 の事業番号 168 番「養育費に関する相談・啓発情報提供事業」や 169 番「児童扶養手当」がある。自身が弁護士ということで養育費の回収は大変という印象を受けている。また、児童扶養手当については、別居中に家計が完全に別になっている中、子どもを養育していない方の親に手当が支給されてしまったにもかかわらず、正式に離婚していないため、お金が動かせず、対応に苦慮するという事も多々ある。新しい事業も含め、ひとり親世帯に対する金銭的な面で、今後何か考えていることがあれば教えていただきたい。

(3) 児童虐待について、事業番号 146 番「家庭児童相談事業」では養護相談が増加しており、事業番号 151 番「こども相談所事業（児童虐待対応関係）」でも虐待相談が計画策定時から全般的に増加している。相談できると啓発した結果だと思うが、組織のキャパシティとして大変ではないか。今後も増加が見込まれる中、どのように対応していくか等、何か考えていることがあれば教えていただきたい。

⇒子ども青少年育成部からの回答（(1) についての回答）

現在、大阪府立修徳学院が柏原市内にあり、その施設敷地内に 2 寮整備する予定。1 寮当たり定員 10 名の施設を男女 1 寮ずつ新築する。堺市児童の定員は 20 名で、令和 6 年 4 月の開所をめざして、大阪府において整備を進めている。

⇒子ども家庭課からの回答（(2) についての回答）

委員から指摘のあった養育費については、経済的自立に向けた一つの基盤になると思う。滞ってしまうケースが多々あることも承知しており、養育費の保証契約をサポートする仕組みもあるが、なかなか利用が伸びていないのが現状。利用しにくいのか、もっと他に必要な支援があるのかを関係機関等と検討しながら令和 4 年度予算に向けて議論しているところ。経済的自立に関しては、収入をいかに上げるかと、そこをどうサポートするかがあり、その点についても幅広く議論をしている。

また、令和 3 年度 8 月議会の補正予算を計上し、令和 3 年 12 月から新たな事業として「ひとり親家庭 親と子のチャレンジ支援事業」を実施予定。この事業は、ひとり親家庭の保護者と子どもの両面から支援するもので、保護者に対しては経済的自立に向けたセミナーによって自立への意欲喚起を行い、子どもに対しては学習支援員（家庭教師）の派遣により家庭での学習習慣の定着を支援し、子どもの貧困の連鎖を断ち切ることを目的としている。これだけですべての問題を解消できるわけではないが、様々な議論を行い、各家庭によって異なる経済的自立を阻む要因や状況を踏まえながら、できるだけ幅広い方に支援を届けたいと考えている。

⇒子ども相談所からの回答（(3) についての回答）

令和 3 年 8 月 27 日に厚生労働省が発表した令和 2 年度の児童相談所における虐待対応件数は、20 万件を超え、年々増えているという傾向は堺市においても同じ。令和元年度と令和 2 年度を比較すると、微減傾向にはあるものの全体としては年々増えてい

る。その要因としては、189 の通告ダイヤルの周知もあるが、以前から取り組んでいる、児童が所属する小学校やその他の関係機関との連携強化によって、通告が増えている。近隣住民からの通告も増えている。相談対応件数は、それぞれの通告に対応できているという傾向を表しており、件数増加はマイナス面だけでなく、良い傾向でもあると捉えている。今後も引き続き速やかに対応していく体制作りが求められていると考えている。

また、堺市では、平成 25 年度から休日夜間における体制を強化し、虐待通告から 24 時間以内に安全確認をする「24 時間ルール」を実施している。また、虐待ダイヤルを設置し、24 時間 365 日、通告に対応できる体制をとっている。これに対応する職員体制としては、国のプランに沿って児童福祉司及び児童心理司の増員を計画的に行っているところ。児童福祉司と児童心理司を合わせた数は、令和元年度 49 名、令和 2 年度 61 名、令和 3 年度現在は 69 名と、年々増員している。児童相談所だけではなく、各区の子育て支援課の体制強化として、子ども家庭総合支援拠点の整備ということも計画的に進めており、児童虐待対応の強化に努めているところ。

(6) その他

事務局より、書面審議の提案と今後のスケジュールを以下のとおり説明し、委員に諮り、同意を得る。

- ・ 令和 4 年 2 月～3 月ごろ「特定教育・保育施設の新規開設に伴う利用定員の設定」について、法に基づき子ども・子育て会議委員の皆様の見解を伺う必要がある。

この案件のみの場合、委員の皆様の負担を軽減するという観点から書面での開催も検討している。会長と相談の上、改めて皆様にも案内させていただく。

- ・ 令和 4 年度は、本プランの中間見直しを実施したいと考えている。

プラン策定からこの間、子ども・子育て支援を取り巻く状況の変化や新たな課題が顕在化していることを受け、計画の基本となる国の基本指針（いわゆるガイドライン）が改訂されることが予測されるため。

さらに、堺市においても、この間、「堺市基本計画 2025」や「堺市 SDGs 未来都市計画」が策定されるとともに、本プラン掲載の取組が大幅に進捗したり、事業の方向性や取り組み内容が大きく変化したものもあるため。

また、本日の会議で委員からいただいた意見を最終的にどのように取り扱うかを会長と事務局に一任することについても、委員に諮り、同意を得る。

(7) 閉会

最後に、事務局提案として、本会議のペーパーレス化を提案。協力いただける委員へは、今後は開催案内や事前の資料送付等を電子メールで送付することとし、会議を閉会。